

質問事項に対する回答書55

(件名)磐越自動車道 黒森山トンネル工事

番号	日付	資料の種類	ページ	章の番号等	質問事項	回答
1	1/9	特記仕様書	13	15-1	番号16 工事用進入路の延長が261mとなっていますが、設計図(共通編)5/15や参考図7/21によると、N0.0～N0.7+10(延長150m)程度になっています。16 工事用進入路261mの始点及び終点は何処でしょうか。	R7.1.9当社HP掲載の「質問に対する回答書51(番号6)」のとおりです。
2	1/9	参考図	7/21		トンネル掘削により生じたずりの掘削切羽から坑外仮置き場①への運搬を行う場合、参考図の起点側坑口部から本線坑外部を走行し、工事用進入路を走行します。工事用進入路N0.5付近に坑外仮置き場①への斜路が図示されていますが、この斜路を使用して坑外仮置き場①へ運搬する経路で間違いないでしょうか。	貴社の施工計画に基づきお考えください。
3	1/9	参考図	7/21		上記の場合、工事用進入路N0.0からN0.5付近まで前進走行し、N0.5付近の斜路は後方走行して坑外仮置き場①へ進入すると考えて良いでしょうか。	貴社の施工計画に基づきお考えください。
4	1/9	設計図(共通編)	4/15 15/15		4/15:工事用道路位置図(B部拡大図) および 15/15:除雪工平面図(A部拡大図)に 17工事用道路①が図示されていますが範囲が一致していません。どちらの拡大図が正しいのでしょうか。	設計図(共通編)15/15に示す除雪工平面図(A部拡大図)が正となります。
5	1/9	特記仕様書	13	15-1	番号17 工事用道路①の延長が480mとなっていますが、坑外仮置き場②の重心までの延長でしょうか。	工事用道路①は、坑外仮置き場②の入口までの延長となります。
6	1/9	特記仕様書	13	15-1	坑外仮置き場②の入り口から重心までの延長は何mでしょうか。	設計図(共通編)2/15に基づきお考えください。
7	1/9	設計図(トンネル編)	16/95		C I -a-i(H)-B 断面に鏡吹付けコンクリートが図示されています。土木工事積算基準によるとC I パターンは該当しませんが、本工事では鏡吹付コンクリートを適用すると考えてよろしいでしょうか。	そのとおりです。
8	1/9	参考図	8/21		上記で鏡吹付けコンクリートを適用しない場合、工事工程表のC I -a-i(H)-B 断面の月当1進行長は79m/月ではなく82m/月になると思われます。工事工程表は訂正されるのでしょうか。	本回答書(番号7)のとおりです。
9	1/9	参考図	8/21		工事工程表の各パターンの月当1進行長より算出される各区間距離あたりの期間の標記が間違っています。工事工程表は訂正されるのでしょうか。	R6.10.18当社HP掲載の「質問に対する回答書9(番号1)」のとおりです。
10	1/9	参考図	8/21		工事工程表が訂正される場合、全体の掘削期間等の訂正されると思いますが、公告資料等の修正はされるのでしょうか。	本回答書(番号9)のとおりです。
11	1/9	特記仕様書	71	29-8-1	本工事の、「骨材」について、C-40、RC-40、単粒碎石 4号、単粒碎石 5号の調達地域が新潟県と記載されていますが、トンネル工事に使用する吹付コンクリートの細骨材および粗骨材の調達地域も新潟県に含まれるのでしょうか。	土木工事積算基準(令和6年7月版)第3編3のとおりです。

番号	日付	資料の種類	ページ	章の番号等	質問事項	回答
12	1/9	積算基準			調査ボーリング工について、土木工事積算基準に記載がありません。見積り等を採用されているのでしょうか、もしくは準拠している積算基準や要領についてご教示願います。	積算に関する質問についてはお答えできませんので、貴社の施工計画に基づき、必要な費用を計上願います。
13	1/9	特記仕様書	65	27-39(5)	調査ボーリング工の作業内容は、ロタリーパーカッショ方式ワイヤーライン工法等(二重管方式)により行うものとありますが、使用機械の機関出力は下記のいずれでしょうか。 ①111kW ②118kW ③129kW ④その他(機関出力をご教示願います)	貴社の施工計画に基づきお考えください。
14	1/9	特記仕様書	65	27-39(5)	上記における機械の消費電力は、発動発電機でしょうか、もしくはトンネル工事で使用する商用電力でしょうか。	貴社の施工計画に基づきお考えください。
15	1/9	特記仕様書	66	27-39(11)	調査ボーリング工の支払について、「本作業を完成するために必要な費用で諸経費を含む全ての費用を含むものとする。」とあります。が、諸経費とは下記のいずれでしょうか。 ①調査等積算基準の令和6年度版に基づくもの ②見積りによるもの ③その他(この場合は、内容をご教示ねがいます)	積算に関する質問についてはお答えできませんので、必要な費用を計上願います。